

機密性 2

完全性 1

可用性 1

## 臨時報告第10号様式

京拘乙発第 556号  
平成22年12月2日矯 正 局 長  
殿  
大 阪 矯 正 管 区 長

京 都 拘 置 所 長

## (自殺) 事故報告 (刑事施設)

平成22年11月8日 (月) 午前7時23分ころ、当所単独室において、事故者が、

## 事 故 の 概 况

でい首自殺を図ったものである。

なお、巡回中の職員が、起床時刻（午前7時20分）を過ぎても起床していなかったため、食器口から事故者に声を掛けたが、応答がないことから、再度、事故者の状況を注視したところ、

事故者から応答もないため、直ちに非常ベル通報して応援職員を呼ぶとともに、救命措置を講じた上、救急車の出動を要請し、事故者を外部病院に搬送したが、同日午前7時56分、同病院医師により死亡が確認された。

## 事 故 の 状 況

1 発生年月日 平成22年11月8日

2 発見時刻 午前7時23分

3 場所 当所

4 方法 によるい首

5 経緯 (1)

(2)

(3)

(4)

(5) 同年11月7日午後8時25分ころ、勤務職員が事故者に就前薬を投与し服用を確認した。



	<p>その際、事故者の動静等に特段の変化はなかった。</p> <p>(6) 上記時刻から同月 8 日午前 7 時 2 3 分の本件発覚までの間、複数の職員が、就寝している事故者を視察窓から視察していたものの、いずれも事故者は [REDACTED] 状況であり、不審な状況が認められなかつた。</p> <p>なお、上記職員は、いずれも視察窓から事故者の状況を視察していた。</p> <p>おつて、上記職員の巡回は、おおむね 20 分に一回行われていた。</p> <p>(7) 同月 8 日午前 7 時 2 0 分ころ、勤務職員は、被収容者の起床時刻となつたため、順次、[REDACTED] にかけて、起床に伴う常夜灯から蛍光灯への切り替えを行つた。</p> <p>(8) 同日午前 7 時 2 3 分ころ、勤務職員が、[REDACTED] に向け、被収容者の起床を確認していたところ、起床時刻を過ぎているにもかかわらず、起床しない事故者を不審に思い、通常の視察方法である視察窓からではなく、食器口から事故者に声を掛けるとともに、注視したところ、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 事故者から応答もないため、直ちに非常ベル通報し、駆けつけた職員が同室を緊急開扉し、仰臥していた本人の掛け布団を外したところ、事故者は、[REDACTED]</p> <p>とともに、意識確認するも応答がないことから、直ちに心肺蘇生法及び自動対外式除細動を実施した。</p> <p>なお、[REDACTED] にあった。</p> <p>(9) 同日午前 7 時 2 8 分、伏見消防署へ救急車を要請し、同 7 時 3 3 分、救急車が当所に到着し、同 7 時 5 5 分、搬送先の [REDACTED] に到着した。</p> <p>(10) 同日午前 7 時 5 6 分、搬送先の病院医師によって、事故者の死亡が確認された。</p>
6 使用器具	該当事項なし。
7 逮捕制圧等の状況	該当事項なし。
8 事故による犯罪	特記事項なし。
9 その他	

事 故 者	1 事故者の種別	自殺者
	2 身分	刑事被告人
	3 氏名	
	4 生年月日	
	5 罪名又は事件名	該当事項なし。
	6 刑名・刑期	
	7 刑の起算日又は入所日	
	8 刑の終了日	該当事項なし。
	9 犯数	
	10 制限区分及び優遇区分	該当事項なし。
	11 所内における行状	
	12 本籍	
	13 住所	
	14 特殊被収容者報告の有無	
	15 その他	特記事項なし。
職 員 の 状 況	1 配置及び勤務状況	職員 [REDACTED] を [REDACTED] として配置し、巡回視察を実施していた。
	2 監督方法	監督当直者及び昼夜勤監督者 [REDACTED] が、適宜巡回して監督していた。
	3 職責処理の状況	該当事項なし。
事 態 収 拾 の 措 置	1 職員の非常招集	無
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	該当事項なし。
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当事項なし。
	4 警察官署への依頼	同日午前8時23分、京都府警伏見警察署へ本件を通報した。
事 故 の 原 因 ・ 動 機	1 事故者の動機	居室及び所持物品の綿密な検査を実施したが、
	2 施設側の欠陥	(1) [REDACTED] にもかかわらず、[REDACTED] の事故者の動静等の把握を徹底することができなかった。 (2) [REDACTED]
		が認められた。

機密性 2

完全性 1

可用性 1

事故者に対する措置	1 懲罰 2 事件送致	該当事項なし。 該当事項なし。
改善事項	1 改善した事項  2 改善すべき事項	<p>(1) 平成22年11月11日付で、「自殺事故の防止について」の所長指示を発出し、巡回視察の徹底、特に被収容者の就寝状況を綿密に観察し、不審な状況を認めた場合は、直ちに監督者に報告すること及び今回の事故者が [REDACTED] であったことをかんがみ、[REDACTED] 被収容者が分かるように、居室扉に表示札を貼付し、注意を喚起した。</p> <p>(2) 平成22年11月17日から同月24日まで、上記(1)の指示に基づく研修を実施し、同種事犯の再発防止の徹底を図った。</p>
その他参考事項	1 檢察庁への通報 2 親族への連絡 3 検視 4 遺体等の交付 5 公表	<p>平成22年11月8日前8時10分、京都地方検察庁に通報した。</p> <p>(1) 行政検視 [REDACTED] 実施。</p> <p>(2) 司法検視 [REDACTED] 実施。 なお、[REDACTED]。</p> <p>同月8日午後4時45分、京都地方裁判所内司法記者クラブ幹事社あてに、公表資料をファックス送信した。 なお、翌日、京都新聞ほか3社に記事が掲載された。</p>